

○天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上のもので、放流水の生物化学的酸素要求量の数値が1リットルにつき1日平均で20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものであつて、平成13年3月31日以前に設置されたものをいう。
- (3) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する基準に適合する汲み取り便所の便槽をいう。
- (4) 浄化槽の転換 既存の単独処理浄化槽、汲み取り便槽から浄化槽へ施設の転換をすることをいう。
- (5) 浄化槽の更新 老朽化に伴い、既存の浄化槽を撤去し、新たな浄化槽を設置することをいう。
- (6) 住宅 浄化槽を設置する個人及びその家族の生活の用のみに供する住宅（以下「専用住宅」という。）又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（以下「併用住宅」という。）であつて、生活の用に供する部分の床面積が、建築延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (7) 自治公民館 一定の地域の自治組織によって設置された当該自治組織の活動等の用に供することを目的とした建物をいう。
- (8) 宅内配管 浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排

水)、柵の設置及び住居敷地に隣接する側溝等までの放流管をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、次に掲げる区域を除く天草市全域とする。

- (1) 下水道認可区域(下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域のうち、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域を除く。)
- (2) 集落排水事業整備計画承認区域

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象地域内において、次のいずれかに該当する者であって、浄化槽の設置、転換又は更新をしようとする者とする。

- (1) 住宅の所有者であって、浄化槽使用開始報告後30日以内に浄化槽設置場所の住宅に住所を有する者(既に有している者を除く。)
- (2) 自治公民館を管理する者
- (3) 住宅等を借りている者(借りている住宅等の所有者から浄化槽の設置及び所有についての承諾を受けている者に限る。)であって、浄化槽使用開始報告後30日以内に浄化槽設置場所の住宅に住所を有する者(既に有している者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売を目的とした住宅に浄化槽を設置する者
- (3) 賃貸住宅、宿舍等の営利を目的として浄化槽を設置する者
- (4) 市税等の滞納がある者

(補助対象要件)

第5条 浄化槽の更新に要する費用に対する補助を受けるためには、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 浄化槽の長寿命化計画等(維持管理要領書等を含む)に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われているものであること。
- (2) 浄化槽法に定められた維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を過去3年以上継続して実施しており、かつ、浄化槽法に基づく都道府県等からの指導等を遵守していること。

(3) 老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等を行うより更新を行うことが合理的であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額を限度額とし、それぞれの工事費と比較していずれか低い額の合計金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要領に定める補助金以外の補助金の交付を受けるときの同項の限度額は、別表に定める限度額から浄化槽の整備費及び宅内配管工事費に係る当該補助金の交付額を減じた額とする。ただし、補助金対象範囲については、見積書・図面等を提出し協議を行う。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事の施工前に、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間（法第5条第2項に規定する期間をいう。）を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 建物の平面図（建築用途別の延べ面積が分かるもの）
- (4) 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図
- (5) 工事請負契約書の写し、工事見積書（内訳書）
- (6) 一般財団法人日本建築センターが発行する型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し（施工図）
- (7) 工事監督者の浄化槽設備士免状の写し
- (8) 10人槽以下の浄化槽の設置にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合した登録証の写し、浄化槽管理票（C票）及び浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (9) 浄化槽の転換にあつては、既存の汲み取り便槽又は単独処理浄化槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書
- (10) 浄化槽の更新にあつては、既存の浄化槽が過去3年以上適正に維持管理されていたことが確認できる書類及び、既存の浄化槽の劣化又は破損の状況が確認できる書類・写真等
- (11) 市外在住者にあつては、市税等の滞納のない証明書（納税証明書）
- (12) 浄化槽設置における誓約書（様式第1号の2）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

- 2 前項各号に掲げるもののうち、前項第2号、第3号及び第6号においては、浄化槽維持管理通知書の写しをもって提出されたものとみなす。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による決定通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容に不服があり、補助金の申請を取り下げようとするときは、補助金交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までに天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）第6条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第10条 補助事業者は、第8条第2項の規定による決定通知を受けた後、事業の内容等を変更し、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による変更等の申請に係る内容等が適正であると認めたとときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）

(2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認通知書（様式第6号）

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、直ちに浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

- (1) 法第10条の2第1項の規定により提出する浄化槽使用開始報告書の写し
- (2) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により行う検査に係る検査依頼書の写し
- (3) 法第8条に規定する浄化槽の保守点検及び法第9条に規定する浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し
- (4) 工事写真及びチェックリスト
- (5) 単独処理浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し
- (6) 浄化槽の更新にあつては、既存の浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し
- (7) 浄化槽の転換又は更新に伴い、既存の汲み取り便槽、単独処理浄化槽又は浄化槽を撤去する場合にあつては、撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (8) 設置工事等に係る領収書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付についての全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 天草市補助金等交付規則第16条第1項に規定される事項に該当したとき。
- (2) 補助金の交付決定通知書又は交付確定通知書に付した条件又はこの要領に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者へ補助金の返還を命ずることができる。

(代理受領)

第15条 補助事業者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による補助金交付申請書又は第11条の規定による実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（代理受領の変更）

第16条 補助事業者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（規定の準用）

第17条 第15条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）」とあるのは「浄化槽設置整備事業補助金交付代理受領請求書（様式第13号）」と読み替える。

(1) 補助金の請求

(2) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する浄化槽設置整備事業補助金交付代理受領請求書（様式第13号）には、次に掲げる書類を添えること。

(1) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、天草市補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（補助限度額）

区分	補助限度額			
	5人槽	7人槽	10人槽	11～100人槽
浄化槽本体設置工事	332,000円	414,000円	548,000円	市長が別に定める額
浄化槽の転換 （転換加算）	86,000円	107,000円	139,000円	市長が別に定める額
浄化槽の転換 （宅内配管工事）	330,000円			
汲み取り便槽撤去工事	120,000円			
単独処理浄化槽撤去工事	150,000円			
浄化槽撤去工事	150,000円			

（備考）

- 1 併用住宅は、生活の用に供する部分について算定した人槽区分による。
- 2 住宅の新築、増改築で延床面積が2倍を超える場合、又は増改築により処理対象人員が増える場合は、浄化槽本体設置工事のみを補助対象とする。

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

天草市長 様

申請者 住所
氏名

年度において、浄化槽を設置したいので、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所の所在地番	天草市 町
2 交付申請額	金 円 (うち、便槽撤去宅内配管 円) 転換加算 円)
3 住宅等所有者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()
4 着工予定年月日	年 月 日
5 完了予定年月日	年 月 日
6 各種届出等	1 届出等済 2 該当なし
7 同意欄	私の市税については完納しています。なお、浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるため、市長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。 年 月 日 氏名

添付書類

※申請者は、自ら署名を行うこと。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 建物の平面図(建築用途別の延べ面積が分かるもの)
- (4) 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図
- (5) 工事請負契約書の写し、工事見積書(内訳書)
- (6) 型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し(施工図)
- (7) 浄化槽設備士免状の写し
- (8) 10人槽以下の浄化槽の設置にあつては、登録証の写し、浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
- (9) 浄化槽の転換にあつては、既存の汲み取り便槽又は単独処理浄化槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書
- (10) 浄化槽の更新にあつては、既存の浄化槽が過去3年以上適正に維持管理されていたことが確認できる書類、既存の浄化槽の劣化や破損の状況が確認できる写真及び、更新を行うことが合理的であることが確認できる書類
- (11) 市外在住者にあつては、市税等の滞納がないことの証明書(納税証明書)
- (12) 誓約書(様式第1号の2)
- (13) 各種届出等

様式第1号の2（第6条関係）

年 月 日

天草市長 馬場昭治 様

住所
氏名

誓 約 書

天草市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 浄化槽設置に関しましては、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領、その他関係法令及びこれらに基づく市の指導等を遵守し施工します。
- 2 台所等の油脂類を排出する箇所には、ためますを設置します。
- 3 浄化槽設置者の3つの義務である保守点検、清掃及び法定検査を必ず行います。
- 4 浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の記録について、市職員が提出を求めた場合は、速やかにその記録の写しを提出します。
- 5 放流水の水質保全に十分に努力します。
- 6 放流先については、関係者と事前に協議し、その承諾を得ます。
- 7 天草市に住民登録がない場合は、浄化槽を設置し、当該浄化槽の使用開始後30日以内に天草市民となります。
- 8 当該浄化槽に係わることで、苦情又は紛争があった場合は、当事者間により責任を持って解決します。

※申請者は、自ら署名を行うこと。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長

浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浄化槽設置整備事業補助金については、
下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額	金	円	（うち、	転換加算	円）
			便槽撤去		円）
			宅内配管		円）

2 交付決定に付する条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長

浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浄化槽設置整備事業補助金については、
下記の理由により、不交付とします。

記

（理由）

様式第4号（第9条関係）

浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日

天草市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認くださるよう、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第10条の規定により申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長

浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり変更しましたので、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額

変更後	金	円
変更前	金	円

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長

浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました浄化槽設置整備事業補助金の
計画変更については、承認しましたので、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第 10
条第 2 項の規定により通知します。

様式第7号（第10条関係）

浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

天草市長 馬場昭治 様

補助事業者 住 所 天草市
氏 名

令和 年 月 日付け 天下第 号で交付決定の通知のあった浄化槽設置整備事業が完了したので、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 法第10条の2第1項の規定により提出する浄化槽使用開始報告書の写し
 - (2) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により行う検査に係る検査依頼書の写し
 - (3) 法第8条に規定する浄化槽の保守点検及び法第9条に規定する浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し
 - (4) 工事写真及びチェックリスト
 - (5) 単独処理浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し
 - (6) 浄化槽の更新にあつては、既存の浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し
 - (7) 浄化槽の転換又は更新に伴い、既存の汲み取り便槽、単独処理浄化槽又は浄化槽を撤去する場合にあつては、撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
 - (7) 設置工事等に係る領収書の写し

様式第 8 号（第 11 条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

天草市長 馬場昭治 様

請求者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振 込 先	金融機関名	支店・支所・出張所
	口座番号	普通 当座
	フリガナ 口座名義	

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長

浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした天草市浄化槽設置整備事業補助金については、天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第13条第2項の規定により、下記の理由により取り消したので通知します。

記

（理由）

様式第 10 号（第 14 条関係）

年 月 日

天草市長 様

補助事業者 住所
氏名

代理受領委任状

天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領第15条の規定により、補助金の請求及び受領を、下記の代理受領者に委任します。

記

1 対象浄化槽

設置場所

設置者名

2 代理受領者

住 所

会 社 名

代表者氏名

様式第 11 号（第 15 条関係）

年 月 日

天草市長 様

補助事業者 住所
氏名

代理受領変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった天草市
浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり変更したいので天草市浄化槽設置
整備事業補助金交付要領第16条の規定により届け出ます。

記

1 対象浄化槽

設置場所
設置者名

2 代理受領者

変更前 住 所
会 社 名
代表者氏名

変更後 住 所
会 社 名
代表者氏名

3 変更理由

様式第 12 号（第 15 条関係）

年 月 日

天草市長 様

補助事業者 住所
氏名

代理受領中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった天草市
浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり代理受領を中止したいので天草市
浄化槽設置整備事業補助金交付要領第16条第2項の規定により届け出ます。

記

1 対象浄化槽

設置場所
設置者名

2 代理受領者

住 所
会 社 名
代表者氏名

3 中止理由

様式第 13 号（第 16 条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付代理受領請求書

年 月 日

天草市長 馬場昭治 様

代理受領請求者 住 所
会 社 名
氏 名

申請者氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振 込 先	金融機関名	支店・支所・出張所
	口座番号	普通 当座
	フリガナ	
	口座名義	